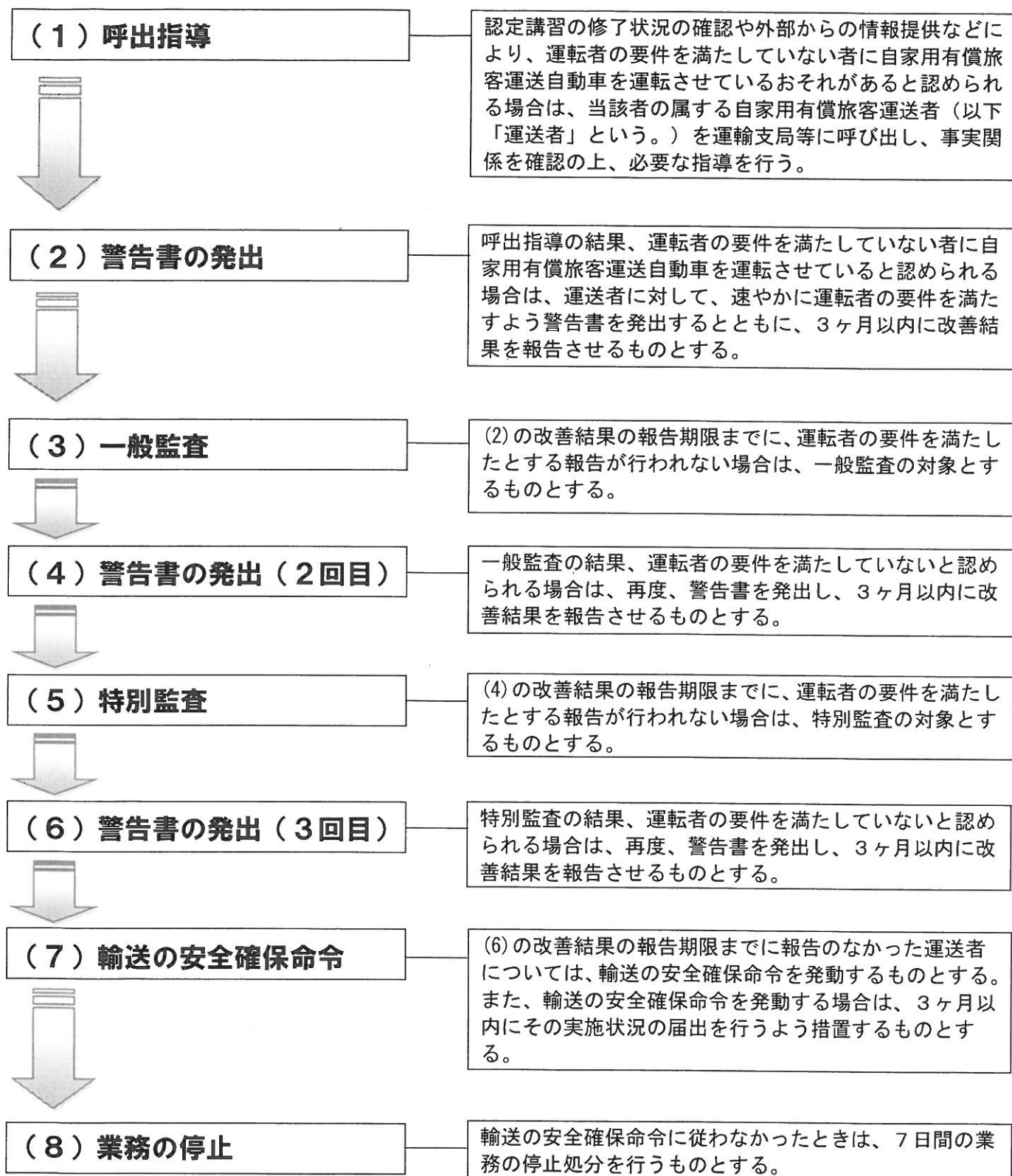


79条登録の場合（福祉有償運送・市町村運営有償運送・過疎地有償運送）



※ 業務の停止処分を受けたときは、その後に更新登録をした時の有効期間は2年になりますので、ご注意ください（道路運送法79条の5）。

平成20年10月1日以後、「運転者の要件を満たしていない者」に有償運送の運転をさせた事業所に対しては次の指導がなされます（平成20年9月30日国自旅第231号通達）。すみやかに運転者の要件を満たすようにしてください。

ご注意を！

78条許可の場合（4条または43条許可事業所のぶら下がり許可車両運転者）

（１）呼び出し指導

認定講習の修了状況の確認や外部からの情報提供などにより、道路運送法第78条第3号の許可を受けた訪問介護員等が「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号）Ⅱ. 3.（3）②に規定する運転者の要件を満たさないで運転しているおそれがあると認められる場合は、当該者と契約している旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）を運輸支局等に呼び出し、事実関係を確認の上、必要な指導を行う。

（２）勧告書の発出

呼出指導の結果、運転者の要件を満たしていない訪問介護員等が運転していると認められる場合は、事業者に対して、速やかに運転者の要件を満たすよう勧告書を発出するとともに、3ヶ月以内に改善結果を報告させるものとする。

（３）呼び出し監査

(2)の改善結果の報告期限までに、運転者の要件を満たしたとする報告が行われない場合は、呼び出し監査の対象とするものとする。

（４）勧告書の発出（２回目）

呼び出し監査の結果、運転者の要件を満たしていないと認められる場合は、再度、勧告書を発出し、3ヶ月以内に改善結果を報告させるものとする。

（５）再監査・勧告書の発出

(4)の改善結果の報告期限までに、運転者の要件を満たしたとする報告が行われない場合は、呼び出し監査及び勧告書の発出を、運転者の要件について改善が図られるまで、繰り返し行うものとする。